

# 平成 28 年度 第 6 回 佐治地域振興会議 (通算第 14 回)

日 時:平成 28 年 11 月 18 日(金)13:30~

場 所:佐治町総合支所 2 階第 1 会議室

## — 次 第 —

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議 題

#### (1) 協議事項

1. 次期地域振興会議委員の選考方法について (P 1-P 5)

#### (2) 報告・情報提供事項

1. 旧佐治中学校跡地施設利用の推進状況について (P 6-P 7)
2. 佐治町観光振興検討会の検討状況等について (P 8-P16)
3. どぶろく「どんでん返し」の発売開始等について (P17-P18)
4. 京都産業大学と鳥取市教育委員会(さじアストパーク)との連携協力に関する協定について (P19-P27)
5. 公共施設エリアマネジメントについて (P28-P28)
6. 有害鳥獣(クマ)被害対策及び対応について (P29-P32)
7. 佐治町新市域振興ビジョン推進計画の進捗状況について (P33-P34)
8. さじアストパークが「JAXA」から感謝状をいただきました (P35-P36)

#### (3) その他

### 4. その他

次回の開催は平成 29 年 1 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) 13 : 30 ~

### 5. 閉 会

# 佐治地域振興会議委員出席名簿

(任期:平成27年4月1日～平成29年3月31日)

【平成28年度第6回地域振興会議 平成28年11月18日】

No.	新規 継続 の別	氏 名	住 所	選出 区分	備 考 (現職、前職等の略歴)	出欠
1	新	上田 喜清		1	現職:佐治町自治連合会会長 前職:地域審議会委員	
2	新	福安 修		1	現職:佐治町まちづくり協議会副会長 前職:地域審議会委員	
3	新	栗谷 幹雄		2	現職:JA鳥取いなば佐治支店果実部長	
4	新	岡村 裕司		2	現職:佐治因州和紙同業会理事	
5	新	谷上 雄亮		2	現職:佐治町青年団顧問	
6	新	井上 洋美		2	現職:佐治町連合婦人会会員	
7	新	井上 明男		2	現職:佐治町老人会理事	
8	新	谷口 由紀子		2	現職:鳥取市佐治町社会福祉協議会理事 前職:地域審議会委員	
9	新	金田 洋子		2	現職:佐治小学校PTA広報部長 前職:地域審議会委員	
10	新	福安 道則		3	現職:山王振興協議会会長 前職:地域審議会委員	
11	新	杉本 淑子		3	現職:千代南中学校PTA副会長	
12	新	谷口 勝男		3	現職:鳥取市南商工会副会長 佐治町まちづくり協議会地域環境部部長 前職:地域審議会副会長	

## 佐 治 町 総 合 支 所

支所長	小谷 繁喜	
副支所長兼地域振興課長	竹本 康宏	事務局
産業建設課長	川西 仁志	
市民福祉課長	徳永 努	
地域振興課課長補佐	西尾 宏	事務局

## 地域振興会議委員選考スケジュール(案)

年 月	内 容
平成28年11月	○ 佐治地域振興会議委員選出要領の決定
平成28年12月	○ 1.2号委員・各関係団体等に委員推薦依頼 締切：1月20日まで ○ 各総合支所だより（1月号）に公募委員募集要領掲載準備【各総合支所】
平成29年 1月	○ 各総合支所だより（1月号）に公募委員募集要領を掲載【各総合支所】 ○ 防災行政無線などにより公募委員募集を広報【各総合支所】 ○ 公募委員受付開始【各総合支所】 1月20日（金）まで
2月上旬 中旬	○ 公募委員選考実施【各総合支所】 ※委員選考については「地域振興会議に関する内規及び取扱い」を参照。 ○ 委嘱についての稟議起案【各総合支所】 ・「○○地域振興会議委員の委嘱について」の稟議に、内申予定者一覧表【★様式①】、内申書【★様式②】、辞令書（案）【★様式③】、地域振興会議条例を添付し、支所長まで押印後、地域振興局地域振興課へ提出。 ※稟議は地域振興局地域振興課および職員課に合議を行い、市長決裁。 ※推薦書【★様式④】（選出区分1、2号委員）については任意。 ※内申書には支所長印を押印。 ※再任されない委員がいても、感謝状は交付しない。
3月中旬	○ 公募委員へ選考結果を通知（稟議起案、支所長決裁）【★様式⑤⑥】 【各総合支所】 ○ 辞令書作成【各総合支所】
4月上旬	○ 地域振興会議合同会議にて辞令書交付（平成29年4月1日付） ※合同会議の開催日程については未定

## 佐治地域振興会議委員選出要領（案）

### （総則）

第1条 この要領は、佐治地域振興会議委員（以下「委員」という。）のうち、別表第1の第1号及び第2号委員の選出について、委員の資格、要件、選出方法その他を定めるものとする。

2 委員の選出区分及び人数は別表第1のとおりとする。

### （委員の資格、要件等）

第2条 別表第1の第1号及び第2号委員の資格、要件等は次の各号のとおりとする。

(1) 佐治地域に住所を有する者若しくは勤務している者又はこれらに準じる者（対象地域の出身者等）

(2) 年齢満20歳以上（平成29年4月1日現在）の者

2 前項の規定にかかわらず、次に定める者は委員となることができない。

(1) 公務員の職にある者（再任用、嘱託、任期付、非常勤、臨時等を含む。）

(2) 議会議員

### （委員の選出）

第3条 第1条第2項の別表第1に定める委員のうち、第1号及び第2号委員の選出方法、手順等は次のとおりとする。

(1) 別表第1に定める関係団体等と佐治町総合支所が協議し、委員候補者を選出する。

(2) 前号の委員候補者の選出を受けて選考会を開催し決定する。なお、選考会の内規は別途定めることとする。

2 第1条第2項の別表第1に定める委員のうち、第3号の公募委員の募集要領については別途定めることとする。

3 「地域振興会議に関する内規及び取扱い」に基づき女性委員の選任割合は4割以上を目標とする。

### （附則）

#### 第4条

(1) この要領は、平成28年11月 日より施行し、委員の選考の完了をもって廃止する。

別表第 1

佐治地域振興会議委員の選出区分別人数

条例規定	選出区分	選出区分の内容	選出協議団体等	
			関係団体等	人数
1号委員	自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者	自治会、まちづくり協議会等役員各1名以上	自治連合会	1
			まちづくり協議会	1
2号委員	学識経験者	・農林業及び商工業の団体に属する者	J A 鳥取いなば 佐治支店果実部	1
			佐治因州和紙同業会	1
		・青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者	佐治町青年団	1
			佐治町連合婦人会	1
			佐治町老人会	1
		・社会福祉に関係する者ほか	佐治町社会福祉協議会	1
・保育園、小中学校保護者の団体に属する者	さじ保育園保護者会及び佐治小学校 PTA 並びに千代南中学校 PTA (佐治町内)	1		
3号委員	公募委員	3名程度		3
計				12

## 佐治地域振興会議公募委員募集要領

1. 内 容 ① 鳥取市の一体的な発展に資する佐治区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申する。  
② 佐治区域の振興に関する事項について、調査及び審議をする。  
③ ①②の事項について市長に意見を述べる。
2. 公募人数 3人程度
3. 応募資格 佐治地域に住所を有する者若しくは勤務している者又はこれらに準じる者（佐治地域の出身者等）で、満20歳以上（平成29年4月1日現在）の人
4. 任 期 平成29年4月1日～平成31年3月31日
5. 報 酬 日額 7,000円(税込)
6. 会議の開催 年8回程度
7. 応募方法 次の書類を佐治町総合支所地域振興課へ持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールで申し込む。  
①申込書  
②作文（ワープロ可）  
内容：「応募の動機」及び「佐治地域の振興、活性化」について記述  
字数：400字程度
8. 応募締切 平成29年1月20日（金）
9. 選考方法 提出された応募書類に基づき、総合的に判断したうえで決定し、平成29年3月31日までに応募者に選考結果を通知する。

### ■応募・問い合わせ先

佐治町総合支所地域振興課 電 話 0858-88-0211  
FAX 0858-89-1552  
電子メール sj-chiiki@city.tottori.lg.jp

## 佐治地域振興会議公募委員申込書

平成 年 月 日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

佐治地域振興会議委員（任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）  
に応募します。

(フリガナ) 氏 名	印
住 所	〒 鳥取市
生 年 月 日	大正 昭和 年 月 日 ( 歳 ) 平成
略 歴 (任 意)	
電 話 番 号	

※ 添付書類；「応募の動機」「佐治地域の振興と活性化」の作文  
(400字程度)

## 旧佐治中学校跡施設等利活用者の選定について

平成 24 年度末で廃校となった佐治中学校跡施設等の利活用者を選定しました。現在、5 事業者が利活用していますが、まだ空部屋、空き教室がありますので募集を行い、新規に 1 事業者を利活用者として選定しました。

### (1) 利活用者決定経過

- ・平成 28 年 5 月 募集開始(随時)
- ・平成 28 年 5 月 9 日 2 事業者より応募あり
- ・平成 28 年 6 月 1 日 利活用者選定委員会及びプレゼンテーションヒヤリング
- ・平成 28 年 6 月 10 日 2 事業者を利活用者として選定
- ・平成 28 年 10 月 3 日 1 事業者より応募あり
- ・平成 28 年 10 月 31 日 利活用者選定委員会及びプレゼンテーションヒヤリング
- ・平成 28 年 11 月 8 日 1 事業者を利活用者として選定

### (2) 既利活用事業者

- ・特定非営利活動法人一步の会 佐治ふれあい作業所(就労継続支援 B 型事業所、カフェ) 使用教室等(技術室、準備室、家庭科室)(平成 26 年 12 月契約)
- ・株式会社雪んこ(キノコ栽培体験事業等) 使用教室等(理科室、準備室、教育相談室、紙すき伝承施設)(平成 26 年 12 月契約)
- ・オフィスさじ夢楽(佐治町情報発展拠点事業等) 使用教室等(校長室、職員室)(平成 26 年 12 月契約)
- ・佐治町の文化遺産を大切に作る会(熊野会)(事務所、研究室、資料保管室、展示室) 使用教室等(コンピュータ室、美術室)(平成 28 年 8 月契約)
- ・有限会社プロジェクト(事務所) 使用教室等(保健室、配膳室)(平成 28 年 10 月契約)

### (3) 新規利活用事業者の概要

※佐治町健康クラブ(団体事務所、健康教室事業等)

使用教室等(更衣室)

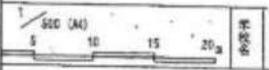
(事業内容)佐治町民の健康、福祉の増進を図るため、整体施術を用いての健康教室事業等を行う。

- ・平成 29 年 2 月定例議会に貸し付け議案を提出し、承認の後、平成 29 年 4 月より使用開始予定

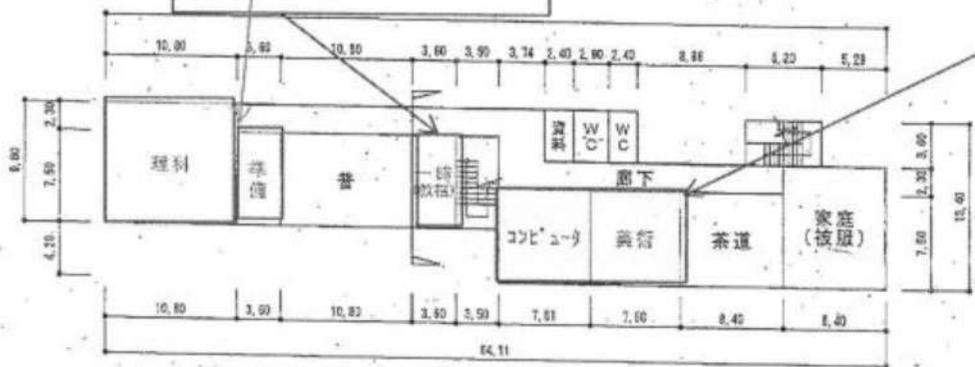
佐治町総合支所 地域振興課

(平成 24 年度)

株式会社雪んこ  
(キノコ栽培体験事業等)  
H26. 12



500 (M)	5	10	15	20
学校名	佐治 中学校			
選定階級	3	1	2	0
自治体	1	3	5	5
学年	7			

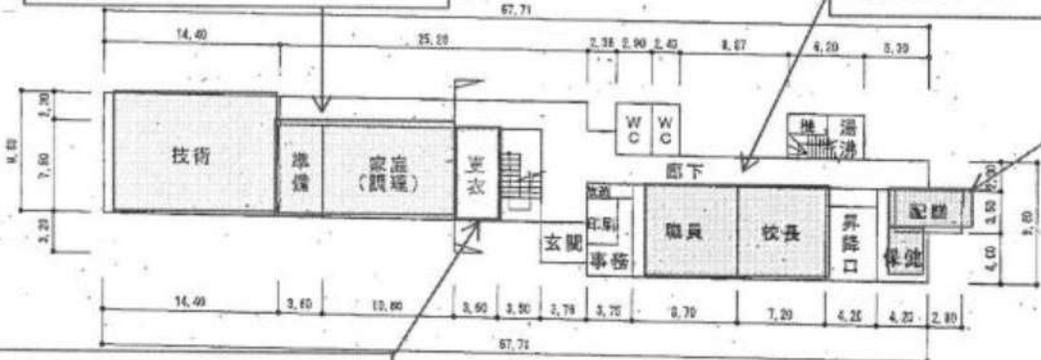


佐治町の文化遺産を大切に  
する会(熊野会)  
(団体事務所兼書庫及  
び展示室)  
H28. 8

2 階

特定非営利活動法人一步の会  
(就労継続支援B型事業所)  
H26. 12

オフィスさじ夢楽  
(佐治町情報発信拠点事業  
等)H26. 12



有限会社プロジェクト  
(総合建設業事務所)  
H28. 10

佐治町健康クラブ(今回選定)  
(団体事務所及び健康教室事業等)

1 階

文部科学省

## 佐治町の観光振興への取り組み状況等に係る実態調査表

### 【調査の目的等】

佐治の観光振興を推進する組織として佐治村観光協会がありましたが、平成9年に解散しています。平成16年11月の合併以降は町内の関係する5団体で「佐治町観光協議会」を結成して細々と単発的な取り組みを行ってきました。

また、この協議会として鳥取市観光協会に加入していますが佐治地域の観光振興について何ら支援や取り組みは皆無の状況であります。佐治町は地域の宝である「五し」の資源を活かした地域振興に積極的に取り組んでおりますが、今後、都市部からの教育旅行の誘致や観光客等の交流人口を増加させ地域の活性化を図るためには地域が一丸となって集客・交流の強化を図ることが重要です。

そこで、今後の佐治町の観光振興の推進について、新たな組織や体制を再構築する必要があることを共通認識し、五しの里さじ地域協議会をはじめとする町内の観光関連団体等で構成する「佐治町観光振興検討会」により、体制づくりや組織の在り方等を検討していきます。検討会では、まず最初に、佐治町内の観光振興に係る実態等を調査し、現状の問題点等を明らかにし、今後の佐治町の観光振興を検討していく上での参考にしたいとするものですので、ご多用中とは思いますが調査にご理解ご協力をお願いします。

平成28年10月 佐治町観光振興検討会

(※検討会の概要は裏面を参照して下さい)

### 【調査対象】

- ①佐治町内の観光施設等
- ②佐治町内の事業者等（法人）
- ③各種団体（グループ等）
- ④佐治町内の住民（各世帯で1件）※個人事業者、民泊家庭を含む

※住民の方の回答は、回答者お一人の考えではなく、必ず世帯員で話し合って記入するよう  
にしてください。

### 【回答者】 ※該当するものに○

所属 ①観光施設関係者 ②事業者（法人）等

③各種団体（グループ等） ④住民（個人事業者、民泊家庭を含む）

性別 ①男 ②女

年齢 ①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70歳以上

地区 ①口佐治（旧1校区）

②中佐治（旧2校区）

③3区（旧3校区）

④山王（旧4校区）

### 【提出方法等】

平成28年11月18日（金）までに、同封の返信用封筒に入れて投函して下さい。

※切手は不要です。

## 「佐治町観光振興検討会」の概要

### 【名称】

佐治町観光振興検討会

### 【目的】

検討会は、佐治町内の観光関連団体等が連携して佐治町の観光振興を推進するための体制や組織のあり方等を検討し、疲弊する中山間地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 【組織】

検討会は佐治町内の次の関係団体等をもって組織する。

- 1) 有限会社ミルキーウェイ
- 2) 有限会社かみんぐさじ
- 3) 株式会社さじ式拾老
- 4) 鳥取いなば農協佐治支店
- 5) 鳥取いなば農協佐治支店果実部
- 6) 鳥取市南商工会
- 7) 五しの里さじ地域協議会
- 8) 佐治町まちづくり協議会
- 9) 佐治町自治連合会
- 10) さじアストロパーク

### 【設置】

平成27年8月

### 【事業】

検討会は、次に掲げる事業を行う。

- 1) 佐治町の観光振興体制のあり方や財源確保の検討
- 2) 佐治町の観光拠点施設等の検討
- 3) 佐治町の観光施設等の現状把握と今後の振興策の調査、検討
- 4) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的達成に必要な事項

### 【事務局】

佐治町総合支所 産業建設課内





## 3-1: ①「大いにある」、②「少しはある」と回答された方で影響が考えられるもの

※該当に○ 複数回答可

- a 佐治町の観光振興に取り組みない
- b 佐治町の資源（施設等）が活かされていない（活かさない）
- c 町内で観光事業やイベントが実施されていない（できない）
- d 佐治町の観光事業のマネジメント（企画・立案等）ができない
- e 町内の類似団体の取り組みで連携が図られていない
- f 観光的な事業を実施したとしても単発的で連携がとれていない
- g 観光によって地域の賑わいを取り戻そうとする意識が無い（低い）
- h 観光パンフレット等が無い（更新・増刷されていない）
- i 観光案内の窓口が無い（お客さんに対して非常に失礼なことになっている）
- j 観光宣伝ができていない（できない）
- k 観光客の誘致活動がされていない（できない）
- l 観光施設で、きちんと維持管理されていないものが多い
- m 観光案内看板の維持管理がされていない
- n 観光案内看板が無い（不足・不十分）
- o 特産品・土産品等の宣伝販売ができていない（できない）
- p 観光情報（ホームページ等）の提供ができていない
- q 宿泊施設の案内等がされていない（できない）
- r 新たな観光事業開発に取り組めていない
- s 近隣自治体の観光団体等と合同で事業に取り組む際に連携が上手くできない
- t 観光事業に関連する調査研究や情報収集ができていない（できない）
- u 観光事業についての課題、問題点があっても改善要望がしにくい
- v その他（ ）
- w よくわからない

## 4 地域（佐治町）に新しく観光振興を推進する団体（組織）等ができた場合の関わり方について

※いずれかに○

- ①積極的に関わりたい
- ②関わりたい
- ③少しは関わりたい
- ④関わりたくない
- ⑤どうでもよい
- ⑥よくわからない

## 5 地域（佐治町）の観光振興への取り組みに対する評価について

## (1) 地域（佐治町）全体の観光振興への取り組み状況の評価

※いずれかに○

- ①活発
- ②活発でない
- ③どちらともいえない
- ④よくわからない

## (1) -1: ②「活発でない」と回答された方でそう思う理由

- a 県に問題がある
- b 市（総合支所）に問題がある
- c 地域（町民、観光関連事業者等）に問題がある
- d その他（ ）
- e よくわからない

## (2) 観光振興に取り組む関係者間の連携状況の評価

※いずれかに○

- ①連携している
- ②連携していない
- ③どちらともいえない
- ④よくわからない

## 6 佐治町について

## (1) 佐治町の魅力はどんなところだと思いますか

※該当に○ 複数回答可

- ①自然（環境）  
（具体的には： ）
- ②人（人柄、人情等）
- ③梨などの農産物
- ④和紙
- ⑤佐治谷話
- ⑥佐治石
- ⑦夜空（星）
- ⑧民泊等（グリーンツーリズム）
- ⑨文化財等  
（具体的には： ）

⑩歴史、遺跡等  
（具体的には： ）⑪その他  
（具体的には： ）

(2) 佐治町は観光において、何を「売り」にしていけばよいと思われますか

※該当に○ 複数回答可

- ①自然（環境）  
（具体的には： )
- ②人（人柄、人情等）
- ③梨などの農産物
- ④和紙
- ⑤佐治谷話
- ⑥佐治石
- ⑦夜空（星）
- ⑧民泊等（グリーンツーリズム）
- ⑨文化財等  
（具体的には： )
- ⑩歴史、遺跡等  
（具体的には： )
- ⑪その他  
（具体的には： )

7 具体的な観光振興事業への取り組み状況と今後の予定について

(1) 観光インフラ（施設等）の整備で、今後必要と思われるものについて

※該当に○ 複数回答可

- ①交通アクセスの整備（道路等）
- ②案内看板（表示）の充実（外国語表記など）
- ③施設の修繕、リニューアル等
- ④景観整備（保全）
- ⑤その他（ )
- ⑥よくわからない

(2) 観光インフラ（施設）等の整備における問題・課題について

※該当に○ 複数回答可

- ①行政の取り組みが弱い（予算等）
- ②観光振興を推進する組織（体制）がない
- ③観光に関するリーダーの不在
- ④補助制度の拡充が必要
- ⑤その他（ )
- ⑥よくわからない

(3) 広域的な観光振興のため必要な取り組みについて

※「広域観光」とは、各地域が有する観光資源をネットワーク化した観光のことです。

※ここでの「広域」とは、鳥取県東部地域をいう。

※該当に○ 複数回答可

- ①広域観光ルート旅行商品の開発
- ②各地域との共同PR
- ③各種割引サービス
- ④交通網の整備
- ⑤広域観光の案内（板）表示の整備
- ⑥その他（ )
- ⑦よくわからない

(4) 広域的な観光振興のための問題・課題

※該当に○ 複数回答可

- ①運営資金の調達
- ②魅力ある商品開発
- ③市町村合併に伴う視点・力点の変更
- ④行政各機関の連携・協力不足等
- ⑤その他（ )
- ⑥よくわからない

(5) インバウンド事業の振興のため必要な取り組みについて

※「インバウンド事業」とは、外国人観光客の誘致・受入れのための事業のことです。

※該当に○ 複数回答可

- ①ホームページ等による観光情報発信
- ②情報誌・ガイドブックの作成
- ③観光ルート・旅行商品の開発
- ④業者・メディア等の招請
- ⑤人材の確保・育成
- ⑥案内所の設置
- ⑦外国語表記の案内標識等の整備
- ⑧その他（ )
- ⑨よくわからない

(6) インバウンド事業に取り組むうえでの問題・課題

※該当に○ 複数回答可

- ①外国語やもてなしのできる人材が少ない
- ②行政の認識が希薄
- ③外国人にアピールできる観光施設（資源）がない
- ④その他（ )





※自由記載（ご意見やお考え等、ご自由に記載してください）

ご協力ありがとうございました。いただいた意見等につきましては今後の佐治町の観光振興の参考とさせていただきます。

問合せ先：佐治町観光振興検討会

事務局：〒689-1313

鳥取市佐治町加瀬木 2519-3

佐治町総合支所 産業建設課

担当：川西、小林

電話 0858-88-0215

FAX 0858-89-1552



記者発表資料	
平成 28 年 10 月 21 日	
担当課 (担当者)	佐治町総合支所地域振興課 竹本 康宏
電話 (内線)	0858-88-0211 (85-210)

## 佐治町のどぶろく「どんでん返し」がいよいよ完成しました！

平成 26 年 3 月に第 33 回構造改革特別区域の認定を受けた「鳥取市五しの里さじどぶろく特区 (鳥取市佐治地域)」で、どぶろく「どんでん返し」が、製造免許などの諸手続きを経て以降、製造試作を繰り返しながら、この度やっと出来上がり、販売の運びとなりました。

この「どぶろく」は佐治川の清流を使い、減農薬栽培された特別栽培米「きらり」を使用して醸造したもので、辛口タイプと低アルコールの飲みやすいタイプの二種類あります。

本市では、6 月定例会において「鳥取市地酒で乾杯条例」が可決され、6 月 28 日より施行しました。この「どんでん返し」が、気軽に地酒を楽しめる機運を醸成し、本市の関連産業の振興と消費拡大を図り、地域活性化の推進に寄与するものと期待しています。

### 記

#### 1. どぶろく「どんでん返し」お披露目会

- (1) 日 時 平成 28 年 11 月 12 日 (土) 午前 11 時～午後 1 時
- (2) 場 所 鳥取市佐治町中 108-2  
たんぼり荘 電話 0858-88-0666
- (3) 主 催 (株) さじ式拾壺 電話 0858-88-0177
- (4) 内 容 ・主催者あいさつ (株) さじ式拾壺 代表取締役 前田正人  
・来賓あいさつ 鳥取市副市長 羽場恭一  
・経過報告

#### 2. どぶろく「どんでん返し」販売 (予定)

- (1) 日 時 平成 28 年 11 月 19 日 (土) 正午より開始
- (2) 販売場所 鳥取市佐治町中 108-2  
たんぼり荘 電話 0858-88-0666
- (3) 内 容 初回生産は、720ml 瓶 200 本 1 瓶 1,300 円 (消費税込)  
11 月 1 日から予約受付開始で、予約は「たんぼり荘」まで  
(数量内訳)  
低アルコールタイプ (アルコール度 10% 程度) 100 本  
高アルコールタイプ (アルコール度 15% 程度) 100 本
- (4) 販売者 鳥取市佐治町加瀬木 2519-3  
(株) さじ式拾壺 電話 0858-88-0177

### 3. 今後の計画、展望

「どんでん返し」の製造計画量は、年間 800 リットルを予定しており、720ml 瓶に換算すると年間約 1,100 本の生産本数となります。

今後は佐治地域で生産した減農薬栽培による特別栽培米「きらり」を使用した「どんでん返し」の製造、加工、販売などの 6 次産業化を推進することで、より高利潤な農業経営の実現を目指します。

また、「どんでん返し」を町内の和紙生産伝習施設「かみんぐさじ」の食堂や農家民泊等で飲んでいただけるようにすることで、観光資源の開発と地域の魅力向上が図られ地域の活性化に寄与することが期待できます。

なお、当面は製造量が少ないため酒店等での卸販売は困難ですが、製造量の拡大に併せて今後取り組みます。

### 4. 経過概要

- ・平成 26 年 3 月 28 日 鳥取市五しの里さじどぶろく特区認定（内閣総理大臣）
- ・平成 26 年 9～10 月 製造研修（製造の基礎知識）
- ・平成 27 年 4 月 27 日 「その他の醸造酒製造免許」許可取得（鳥取税務署）
- ・平成 27 年 10～11 月 製造研修（様々な酵母を利用した濁酒の製造）
- ・平成 27 年 12 月 10 日 「製造施設及び酒類製造業」許可取得（鳥取県東部生活環境事務所）
- ・平成 28 年 3 月 1 日 名称決定「どんでん返し」（さじ式拾壱取締役会）
- ・平成 28 年 4～10 月 製造試作・試飲会（4 回）
- ・平成 28 年 11 月 12 日 お披露目会（たんぼり荘）
- ・平成 28 年 11 月 19 日 販売開始



2016年11月19発売予定

## 京都産業大学と鳥取市教育委員会との連携協力に関する協定書

京都産業大学（以下「甲」という。）と鳥取市教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力を積極的に推進するため、鳥取県知事を立会人として、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が教育・文化の分野で連携・協力し、地域社会の発展とその基盤となる人材育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を実現するため、次の事項について相互に連携・協力する。

- （1）教育・文化の振興に関すること。
- （2）人材育成に関すること。
- （3）生涯学習に関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれ連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た事項について、本協定期間中はもとより本協定の有効期間の終了後も第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （経費負担）

第5条 本協定により実施する事業の経費負担については、各々の事業ごとに双方が協議のうえ定める。

### （協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

- 2 本協定の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定の有効期間がさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### （協定の解除）

第7条 前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して1か月前までに書面により通知することにより、相手方に対して何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

(その他)

第8条 前条までに定めるもののほか、本協定により実施する事業について必要な事項は、双方が協議して別に定める。

2 本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、双方が協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び立会人が署名捺印の上、各1通を保有する。

2016年(平成28年)10月7日

甲 京都府京都市北区上賀茂本山

京都産業大学

学 長 (大城 光正)

乙 鳥取県鳥取市上魚町39番地

鳥取市教育委員会

教育長 (木下 法広)

立会人 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 (平井 伸治)

(資料)

## 神山天文台について

### 設立の経緯

京都産業大学では、本学創設者の荒木俊馬博士が宇宙物理学・天文学の研究者であったことから、開学当初より理学部における宇宙物理学、天文学の教育・研究に力を入れており、全国的にも「宇宙・天文を学べる私立大学」として知られている。本学では、理学部の専門教育のみならず、全学部の学生を対象とした共通教育においても宇宙・天文関係の授業を開講し、また、一般の方を対象とした市民講座、教養講座においても度々、宇宙・天文に関連する講座を開いている。このような背景から、創立50周年(2015年)を見据えたグランドデザインにおいて天文台の設置に向けた構想が打ち出され、本学の『建学の精神』を具現化するシンボルとして、神山(こうやま)の地に天文台を建設する運びとなった。

天文台の名称は「京都産業大学神山天文台」とし、私立大学では国内最大(完成時)となる「荒木望遠鏡」(口径1.3mの反射式望遠鏡)と様々な観測装置、ならびに各種の実験・開発機器を設置している。

京都産業大学では、神山天文台の施設・設備を学内外の研究者や学生による第一線の研究・教育の場として提供するとともに、広く地域の方にも開放し、宇宙に触れる機会を身近に提供している。神山天文台を有効に活用することによって教育・研究の更なる推進を図り、天文学における世界第一級の科学的成果を発信するとともに、大学における社会との接点として、神山天文台が実社会と関わってゆくことを目指している。

### 神山天文台のコンセプト(基本方針の概要)

神山天文台(以下、天文台)のコンセプトは、「本学のシンボルとして学祖・荒木俊馬博士の建学の精神を具現化した天文学の教育・研究ならびに産学協同の体制を整え、一般市民や産業界と有機的に結びつき、社会に貢献できる実践的な人材の育成・リソース提供を行う」ことを目指している。



### 1. 天文台を活用した教育・研究の実践

#### (1) 天文台の各種設備(望遠鏡、観測装置、開発実験設備など)を活用した教育の実践

1. 学部教育での活用(理学部物理科学科専門教育科目「観測天文学実習、特別研究」、教職課程科目「地学実験」など)
2. 共通教育での活用(「宇宙観A・B」など)
3. 大学院教育での活用(大学院生の研究における利用)

#### (2) 天文台の各種設備を活用した天体観測装置開発および観測的研究

教職員および学生、天文台スタッフ(ポスドク含む)らによる、天体観測装置の開発、ならびに、

これを活用した世界第一級の天文学的研究の推進

## 2. 天文台による知の還元、学外連携教育



### (1) 天体観望会

1. 本学学生・教職員・一般市民を対象とした天文台の施設見学・天体観望会の実施
2. 近隣学校(小学校・中学校、高等学校など)対象の天文台施設見学、天体観望会の実施

### (2) 天文台における一般向け講座・連続講義、工作教室、体験教室など

1. 天文講座等の開催(星空解説、最新天文学の解説、天文学研究体験など)
2. 科学工作教室の実施(簡易望遠鏡の製作、簡易分光器の製作など)

### (3) 学外連携教育の推進

- 京都産業大学附属中学校・高等学校との連携教育
- 教育委員会(京都市・京都市)および近隣学校(小学校・中学校・高等学校等)との連携教育(星空教室、天体観望会・観測会、理科教員を対象とした勉強会など)
- 他大学との連携教育に向けた検討

## 3. 天文台のリソースを活用した各種事業の実施・人材育成

天文台が有するリソース(人材、設備、ノウハウ)を活用したエンジニアリング・ビジネスの実施、社会に貢献できる人材の育成

1. 外部の教育研究機関(他大学、研究所、公開天文台等含む)・企業向け、光学測定機器等の委託設計・製造ビジネス
2. 外部教育研究機関・企業向け各種サービス(コンサルティング、技術支援、各種光学測定サービス、技術者育成講座の開催等)提供ビジネス
3. その他、外部教育研究機関・企業との連携事業、本学学生の就職・起業支援など

## ○ 両天文台の現状と課題

### ① 神山天文台

神山天文台は、研究のみならず一般市民向けの公開観察会にも力を入れている。また、その活動を通して、学生の教育の場としても活用されている。しかし、京都市内にあるため街明かりの影響で美しい星空を見ることができない、博物館を持たないため学芸員の資格取得に必要な博物館実習を自前でできないなどの課題がある。

### ② さじアストロパーク

さじアストロパークは、日本国内有数の美しい星空が見られる場所に立地し、様々な館内展示を持つ一般市民を対象とした公開天文台。マンパワー不足、天候不良時の観察会の代替メニューの企画・実施などの課題がある。

### 神山天文台とさじアストロパークのつながり（縁）

京都産業大学神山天文台の河北秀世台長の前勤務地である「ぐんま県立天文台」は、さじアストロパークと同じ公開天文台で、東日本では有名な施設である。河北氏が在籍したころより公開天文台協会や小惑星会などの天文の全国会議や研修会などを通して同じ天文台同士の交流があった。同台長は太陽系小天体の優秀な研究者で知られており、さじアストロパークにおいて平成10年3月に開催された彗星会議には、ぐんま県立天文台の職員として来館され、以来さじアストロパークの専門職員との交流が続いている。

### 連携によるメリット

- ・河北台長が指揮を執る神山天文台は研究のみならず、一般市民向けの公開観察会にも力を入れている天文台であり、その活動を通して学生の教育の場としても天文台を活用されている。しかし、京都市内にあるため、街明かりの影響で、美しい星空を見ることができないことや、博物館を持たないため、自前で理系の博物館実習ができないという課題を持つ。
- ・一方、さじアストロパークも、一般市民を対象とした公開天文台であるが、多数の学生スタッフを抱える大学と比べるとマンパワーが不足している状況にある。また、天候不良時の観察会の代替メニューを課題としている。しかし、晴れば日本国内有数の美しい星空が見られる場所に立地しており、いろいろな館内展示を持っている状況である。
- ・今回は「星空県」を画策する鳥取県からの打診もあり、京都産業大学とさじアストロパークが相互を補い合うような連携を目指して、取り組みを進めることとなった。

①満天の星空の下、京都産業大の学生たちが一般向け天体観察会のスキルアップを図る場としてさじアストロパークを利用する。  
→鳥取市さじアストロパークの特色ある活動の1つとなる。  
また、他の大学や天文施設などの研修の場として、利用が拡大する効果が望める

②学生が実地での観察会をおこない、さじアストロパークの活動のフォローをおこなう。  
→繁忙期の夏休みなどに、来館者へのサービス向上につながる

- ③学生のマンパワーと若い発想を活かし、また学生の実習の場として、さじアストロパークで、天候不良時の代替メニューや展示物などを提案する。  
→天候不良時の魅力アップや新しい展示物製作につながる
- ④理系学生が学芸員資格を取得するための博物館実習に、さじアストロパークを利用する。  
→理系学生の博物館実習を受け入れている施設は国内でも少なく、さじアストロパークの特色ある活動の1つとなる。また将来的には、全国的から希望する学生がやってくる可能性がある
- ⑤これらの活動を通して注目が集まれば、さじアストロパークの知名度アップにつながり、地元住民や鳥取市民が地元を見直すきっかけとなり、郷土に対する誇りの向上につながる。

## 京都産業大学について（概要）

### 1 基本情報

- (1) 設立 昭和40年 ※宇宙物理学者・荒木 俊馬（あらかき としま）によって創設  
産業を「むすびわざ」と読み、「学問と企業をむすぶ」→「大学の使命は、将来の社会を担って立つ人材の育成」を建学の精神とする。昨年、創立50周年を迎えた。
- (2) 所在地 京都市北区上賀茂本山
- (3) 学部 経済学部〔経済学科〕  
経営学部〔経営学科、ソーシャル・マネジメント学科、会計ファイナンス学科〕  
法学部〔法律学科、法政策学科〕  
外国語学部〔英語学科、ヨーロッパ言語学科、アジア言語学科、国際関係学科〕  
文化学部〔京都文化学科、国際文化学科〕  
理学部〔数理科学科、物理科学科、宇宙物理・気象学科〕  
コンピュータ理工学部〔コンピュータ工学学科、ネットワークメディア学科、インテリジェントシステム学科〕  
総合生命科学部〔生命システム学科、生命資源環境学科、動物生命医科学科〕  
現代社会学部〔現代社会学科、健康スポーツ社会学科〕 ※平成29年4月開設
- (4) 学生数 12,806名（平成28年5月現在） うち鳥取県出身学生数：111名（同左）

### 2 学長プロフィール

大城 光正（おおしろ てるまさ）  
生年月日 昭和24年 6月 2日生（67歳）  
出身 広島県廿日市市  
学歴 昭和48年3月 広島大学文学部 卒業  
昭和50年3月 広島大学大学院文学研究科修士課程修了  
昭和53年3月 広島大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学  
学位 博士（文学）（広島大学）  
専門 言語学（印欧アナトリア諸語の比較研究）  
主要論文 “The Hieroglyphic Luwian-si Again”, *Lingua Posnaniensis* 52, 2010, 67-70  
略歴



年月	事項
昭和60年 4月	京都産業大学 外国語学部講師
昭和61年 4月	京都産業大学 外国語学部助教授
平成5年 4月	京都産業大学 外国語学部教授（現在に至る）
平成14年 4月	京都産業大学 外国語学部長
平成18年 4月	京都産業大学 進路センター長
平成18年10月	京都産業大学 学生部長
平成20年10月	京都産業大学 学長補佐
平成22年10月	京都産業大学 研究機構長
平成24年 4月	京都産業大学 副学長
平成26年10月	京都産業大学 学長〔6代目〕（現在に至る）

### 3 地方自治体等との協定

#### (1) 都道府県との協定

京都産業大学にとって、都道府県との包括協定の締結は初めて。

〔これまで、家畜防疫体制強化等に係る連携協定を京都府と、また就職支援協定を7県（福井・香川・滋賀・石川・徳島・岡山・広島）と締結している。〕

#### (2) その他

京都産業大学と京都府内外の市町との包括協定は複数例あり。

〔・京都府内…京都市北区、井手町、宮津市、綾部市、京丹後市  
・京都府外…三重県いなべ市（グリーンツーリズム推進等）、熊本県山鹿市（荒木俊馬学祖の生誕地）、香川県土庄町（地域振興・まちづくり推進等）〕

#### 4 その他（トピックス等）

##### ○学祖・荒木俊馬について

- ・日本の天文学者、物理学者。専門は天体物理学、理論物理学、宇宙論で、多くの天文書を著したことで知られている。
- ・京都大学助教授時代にドイツへ2年半留学し、アルベルト・アインシュタインに直接教えを受けた。
- ・京都大学教授、大谷大学教授などを歴任し、教え子から湯川秀樹博士、朝永振一郎博士などノーベル賞受賞学者を輩出している。
- ・京都大学名誉教授、京都産業大学初代総長。熊本県出身。

##### ○神山天文台

- ・平成22年4月に運用開始。私立大学では国内最大の口径1.3mを誇る反射式望遠鏡や各種実験・独自性のある観測装置を整備。
- ・平成28年4月に新設した理学部宇宙物理・気象学科では、地球・惑星の大気圏とそれを取り巻く宇宙をマクロな視点から体系的に学ぶとともに、神山天文台を活用した実践的な学びを行っている。

##### ○益川塾

- ・平成22年4月に活動開始。平成20年ノーベル物理学賞を受賞した同大学の益川敏英教授を塾頭とし、若手研究者の活動支援や科学の振興を行う。
- ・活動内容は、セミナー・研究会、学会参加支援、一般・高校生向けシンポジウムなど。

##### ○鳥インフルエンザ研究センター

- ・地域のみならず人類全体の健全な生活維持のため、また幸福に寄与するため、平成18年に設置。鳥インフルエンザ撲滅を目指した対策の確立を当面の目標として取り組む。
- ・鳥インフルエンザ研究の第一人者である大槻公一教授をセンター長とした3部門で、防疫につながる研究に取り組み、全体で共同しながら、研究活動を展開していく。(研究活動には鳥取大学も協力)

##### ○社会安全・警察学研究所

- ・平成25年4月設立。「警察学」の名を冠した日本で初めての研究所であり、社会安全への取組に係る学問的研究を基盤とし、社会安全の担い手に係る協働の推進及び人材育成への貢献に資する。
- ・所長の田村正博氏（法学部客員教授）は米子市の出身で、福岡・秋田両県警の本部長、警察大学校長などを歴任。今でも田村氏の著作が、警察での教育や昇任試験の基本になっている。

##### ○キャリア教育

- ・企業と教育機関が共同開発し、長期や複数回の就業体験を含むキャリア形成支援プログラム。自ら考え行動する「社会で活躍できる人材」を育成する。
- ・国内の大学で唯一、正課内で長期有給インターンシッププログラムを実施している。

##### ○現代社会学部について（平成29年4月開設）

当たり前があふれている社会を「変えたい」と思い「行動」することにより、「社会は変えられる」という確信を持ってもらえるようなカリキュラムづくりを念頭に置く

- |            |   |                                       |   |
|------------|---|---------------------------------------|---|
| 現代社会学科     | 〔 | 住民との協働・理想の街おこし、地域コミュニティづくりの分析・プランニング等 | 〕 |
|            |   | による地域の課題を解決するキーパーソンの育成（地域社会学コース）など    |   |
| 健康スポーツ社会学科 | 〔 | 健康増進を通じ、人や社会を育む人材を育成；子ども・障がい者・高齢者     | 〕 |
|            |   | 等のスポーツ環境や政策の立案、科学の視点でのスポーツコーチング等      |   |

⇒早い段階での連携推進を期待

##### ○文化学部京都文化学科・笹部昌利助教は、鳥取藩池田家の研究を精力的に行っている。

論文「幕末政治と鳥取藩」（鳥取藩二十士と明治維新）、「幕末維新期の「農民」と軍事動員—鳥取藩領の事例を素材に—」など。

現在、県立博物館主催の公開研究会「県民と学ぶ最新の鳥取藩研究」でも研究委員を務める。

##### ○学校法人藤田学院・山田修平理事長は、京都産業大学の第1期卒業生・初代同窓会会長であり、現在は同大学の評議員として運営にも携わっている。

鳥取県出身在籍者数(保護者の住所が鳥取県の学生)

平成28年5月1日現在  
京都産業大学

	学生総数	うち鳥取県出身者				
	総数	1年次	2年次	3年次	4年次	計
経済学部	2,576	6	10	4	4	24
経営学部	2,744	10	8	6	18	42
法学部	2,750	14	7	3	4	28
外国語学部	2,155	7	3	1	1	12
文化学部	425	2	0	1		3
理学部	1,038	1	0	0	1	2
コンピュータ理工学部	635	0	0	0	0	0
総合生命科学部	483	0	0	0	0	0
計	12,806	40	28	15	28	111

鳥取県出身卒業生数およびUターン就職状況(率)/過去3年間

平成28年5月1日現在  
京都産業大学

	H28 3卒業生		H27 3卒業生		H26 3卒業生		計
	就職者	うち県内就職者	就職者	うち県内就職者	就職者	うち県内就職者	就職
経済学部	8	2	4	1	3	1	4
経営学部	6	1	2	0	6	0	1
法学部	6	2	8	2	2	0	4
外国語学部	2	1	-	-	2	1	2
文化学部	-	-	1	1	5	1	2
理学部	1	0	-	-	1	0	0
計	23	6	15	4	19	3	13
Uターン率	26.1%		26.7%		15.8%		

## 佐治町加茂地区公共施設等検討会設置要綱（案）

（経緯、趣旨、目的）

第1条 少子高齢化の進行や人口減少、産業就業構造等の変化により、佐治町加茂地区内の市有公共施設の中には利用が極端に少ないものや、機能が重複したり遊休化しているものまた、休止・廃止等となっているものがあります。

そこで、佐治町加茂地区内の市有公共施設について、複合化や統合・転用などの利活用策や維持管理及び運営方法等について総合的に検討し、その結果を踏まえて具体的な対策を講じ佐治町並びに加茂地区の振興に繋げていくことを目的とする。

（組織）

第2条 検討会は、次に掲げる団体の役員及び学識経験者等で構成する。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| （1）佐治町自治連合会    | （2）佐治町第3区振興協議会 |
| （3）佐治町まちづくり協議会 | （4）五しの里さじ地域協議会 |
| （5）佐治町老人会      | （6）佐治町社会福祉協議会  |
| （7）株式会社さじ式拾壹   | （8）学識経験者等      |

2 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐する。

5 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

（設置期間）

第3条 検討会の設置期間は設置の日から平成29年3月31日までとする。

（事業）

第4条 検討会は、次に掲げる事業を行う。

- （1）佐治町加茂地区内の市有公共施設の複合化や統合・転用などの利活用策や維持管理及び運営方法等に関する調査、検討
- （2）前各号に掲げるもののほか、あり方や利活用策等の検討に関し必要な事項

（会議）

第5条 検討会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、佐治町第3区振興協議会の事務局において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

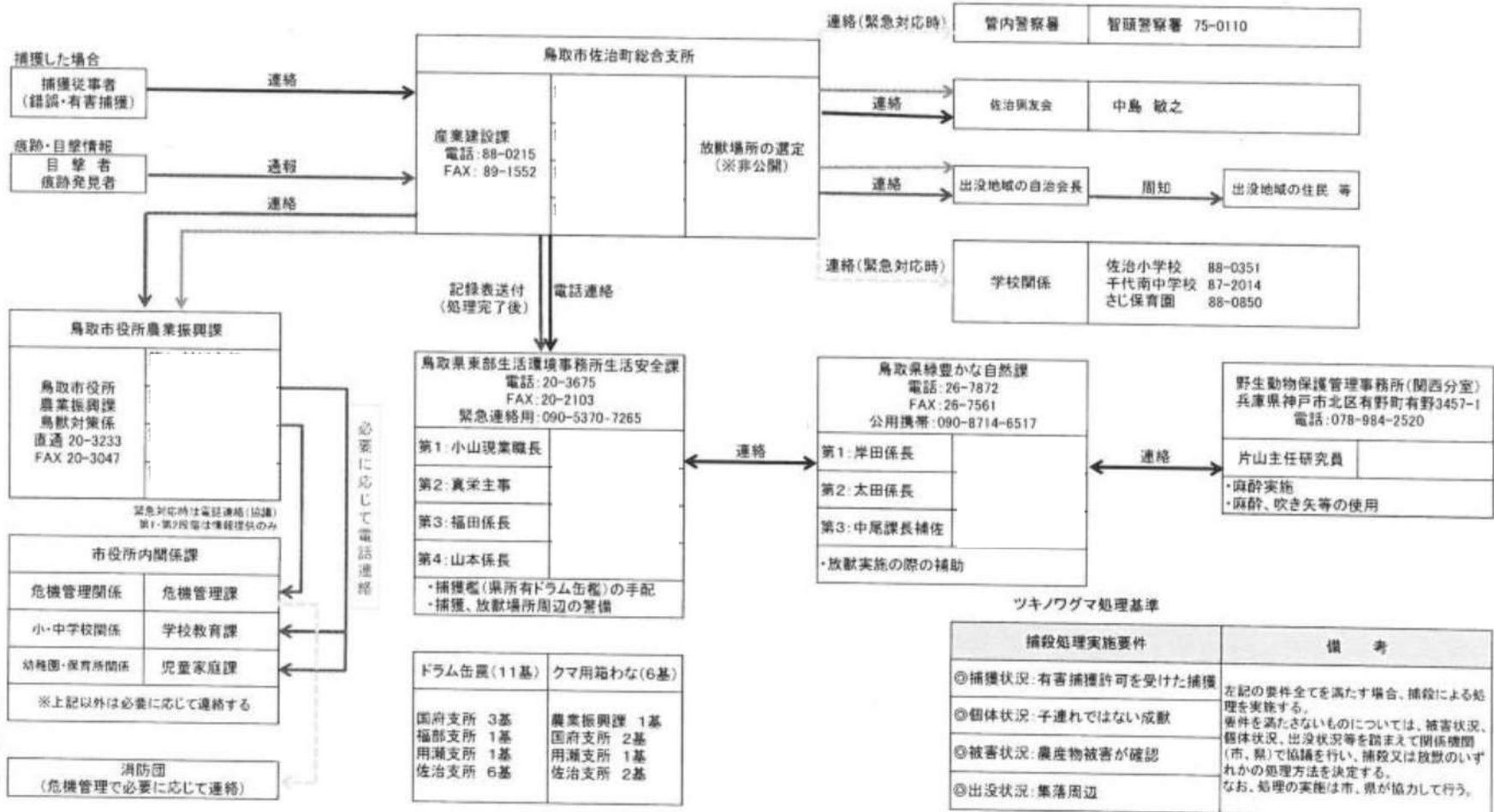
附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

## 佐治町総合支所産業建設課(佐治地域)ツキノワグマ捕獲マニュアル(案)

区分	状況	対策・対応
第1段階 (注意喚起)	目撃・出没の通報があるが、日常生活活動において遭遇又は被害の発生する恐れが低い場合 (山中での目撃、痕跡の発見、集落周辺・果樹園での単発的な出没・目撃等)	・周辺住民に対する集落放送、周知看板の設置等による注意喚起の実施 ・目撃情報の情報提供(県東部総合事務所生活安全課、県公園自然課) ・関係機関と連携し、必要に応じ現地確認
第2段階 防護 誘因物除去 追い払い 捕殺 放獣	日常生活活動において遭遇又は被害の発生する恐れが高い場合 (果樹園等農作物への複数回の被害、集落周辺における複数回の目撃等)	・出没要因(生ゴミ、廃棄農作物、放置果樹類等のクマの餌となる物)の撤去及び適正処理の指導 ・果樹・農作物等の防護策(電気柵等の設置、果樹類へのトタン巻等)の指導 ・追い払い作業の実施 ・有害鳥獣捕獲許可の交付及びクマ用捕獲檻(ドラム缶柵)による捕獲の実施 ・捕獲個体は原則殺処分とするが、親子連れの子クマ又は子クマのみ場合は学習放獣を検討する。 ※ただし、錯誤で捕獲された個体については放獣を原則とする。
緊急対応	①人の居住地域(市街地、集落等)に出没・滞在した場合 ②人家等に侵入した場合、人身被害が発生した場合	・現地にて対策本部を設置して対応し、殺処分を原則とする。

→ 目撃情報があった場合は関係者へ報告・連絡する。



区分	状況	対策・対応
第1段階 (注意喚起)	目撃・出没の通報があるが、日常生活活動において遭遇又は被害の発生する恐れが低い場合 (山中での目撃、痕跡の発見、集落周辺・果樹園での単発的な出没・目撃等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民に対する集落放送、周知看板の設置等による注意喚起の実施</li> <li>・目撃情報の情報提供(県東部総合事務所生活安全課、県公園自然課)</li> <li>・関係機関と連携し、必要に応じ現地確認</li> </ul>
第2段階 防護 誘因物除去 追い払い 捕殺 放獣	日常生活活動において遭遇又は被害の発生する恐れが高い場合 (果樹園等農作物への複数回の被害、集落周辺における複数回の目撃等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没要因(生ゴミ、廃棄農作物、放置果樹類 等のクマの餌となる物)の撤去及び適正処理の指導</li> <li>・果樹・農作物等の防護策(電気柵等の設置、果樹類へのトタン巻等)の指導</li> <li>・追い払い作業の実施</li> <li>・有害鳥獣捕獲許可の交付及びクマ用捕獲檻(ドラム缶檻)による捕獲の実施</li> <li>・捕獲個体は原則殺処分とするが、親子連れのクマ又は子クマのみの場合は学習放獣を検討する。 ※ただし、錯誤で捕獲された個体については放獣を原則とする。</li> </ul>
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人の居住地域(市街地、集落等)に出没・滞在した場合</li> <li>②人家等に侵入した場合、人身被害が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地にて対策本部を設置して対応し、殺処分を原則とする。</li> </ul>

## 平成28年度クマの出没・目撃情報について

※ 平成28年11月16日時点

目撃情報6件、出没情報13件、錯誤捕獲2件……合計21件

日 時	場 所	内 容	資料番号
7月20日	森坪上ミ下水処理場付近	目撃情報(佐治川を渡っていた。)	1
7月21日	下加瀬木橋下モ付近	目撃情報(国道を横断し佐治側の方へ降りた。)	2
7月23日	栃原集落南側果樹園	目撃情報(梨を食べていた。)	3
8月3日	加茂恩谷林道沿い果樹園	出没情報(梨が200個程度食べられている。)	4
10月4日	尾際下モ貯木場南側	目撃情報(沢を横切っていた。)	5
10月13日	加瀬木支所南側果樹園	出没情報(王林が200個程度食べられている。)	6
10/22~23	"	出没情報(王秋が20kg程度食べられている。)	7
10/25~26	"	出没情報(王秋が50個程度食べられている。)	8
10月29日	佐治町津無地内	イノシシのくくり罠にクマがかかる(錯誤捕獲)	9
11月2日	佐治町加瀬木地内	出没情報(民家のすぐ近くの柿が50個程度食べられている。)	10
11月2日	佐治町高山地内	出没情報(王秋が200個程度食べられている。)	11
11月4日	佐治町下加瀬木地内	目撃情報(道路を横切っていた。)	12
11月4日	佐治町津野地内	出没情報(王秋が200個程度食べられている。)	13
11月4日	佐治町津無地内	出没情報(王秋が100個程度食べられている。)	14
11月4日	佐治町福園牛田地区)	出没情報(梨が70個、リンゴ100程度食べられている。)	15
11月5日	佐治町福園牛田地区)	出没情報(クマがでた形跡あり。)	16
11月5日	佐治町下加瀬木地内	目撃情報(山の方から淵尻橋の方へ移動していた。)	17
11月10日	佐治町高山小倉地内	出没情報(リンゴ100個、柿300個程度食べられ、枝が数ヶ所折られている。)	18
11月12日	佐治町高山林泉寺裏果樹園	出没情報(リンゴ、柿併せて1箱程度食べられている。)	19
11月15日	佐治町つく谷地内	出没情報(富有柿が80個程度食べられている。)	20
11月16日	佐治町尾際名馬谷地区	イノシシのくくり罠にクマがかかる(錯誤捕獲) 親クマのみ捕獲	21

\* 11月15日ツキノワグマによる農作物被害防止対策講習会開催

☆ 現在、「鳥獣被害実施隊」によるツキノワグマ駆除許可に向けて本庁、鳥取県と協議進行中

最終的には本庁の農業振興課の決裁が必要です。……情報の収集等いろいろなステップを踏む必要があります。

鳥取市佐治町全図

熊の出没・目撃情報位置図



平成八年五月調査

佐治町役場

総面積 79.89 km<sup>2</sup>

アート・グラフィック